



島根県報

平成22年9月10日（金）

第2,221号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2

【公 告】

公共測量の実施	（用地対策課）	3
砂利採取業務主任者試験の実施	（河川課）	3

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		4
--	--	---

告 示**島根県告示第562号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 もくれん	居宅介護支援	介護のよろず相談所 もくれん	出雲市松寄下町1286番地1	平成22年 9 月 1 日

島根県告示第563号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
石井 裕繁	循環器内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年 8 月30日
喜井 竜太	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年 8 月30日
北川 清隆	眼科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年 8 月30日
石原 睦夫	内科	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7-1	平成22年 8 月30日
駒澤 慶憲	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成22年 8 月30日

島根県告示第564号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768-10
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 解除の理由
電気通信施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768-10
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由

電気通信施設用地とするため

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠岐支庁長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 9 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

道路計画図作成

2 作業期間

平成22年 7 月14日から平成22年12月24日まで

3 作業地域

隠岐の島町犬来、釜地域

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成22年 9 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成22年11月12日（金）

午前10時から12時まで（受付は午前 9 時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県男女共同参画センター（あすてらす） 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は受験票にはり付けること。）

（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所

又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成22年10月1日（金）から平成22年10月22日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成22年10月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成22年11月26日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月10日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「医事課長 室長 総務課長補佐」を「医事課長 栄養給食課長 室長 総務課長補佐 医事課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。